

京都府医療機関・社会福祉施設 を対象とした支援事業のお知らせ

物価高騰により、厳しい経営状況にある医療機関や社会福祉施設等の事業継続と経営改善のための補助や、医療機関への光熱費支援及び保育所等への給食費支援を実施します。

【申請期間】令和5年8月28日～令和5年10月31日(予定)

事業概要

(1) 対象施設・対象経費等

①経営改善支援事業費補助金

補助金	補助対象施設	補助対象事業	補助率	補助限度額
京都府医療機関・社会福祉施設等経営改善支援事業費補助金	病院 診療所 助産所 施術所 歯科技工所 介護サービス事業所等(※) 障害者施設等(※) 保育所等 薬局 ※印の施設は京都市内を除く。	令和5年7月5日から 令和6年1月31日までの間に実施する、経営改善・経営基盤強化に資する事業	3/4以内	1対象施設等 当たり 15万円

(対象事業例)

- ・業務効率化及び職員の業務負担軽減のための機器の整備
(介護ロボット、調剤機器、情報管理・分析ソフトウェア、情報端末等の導入)
- ・省エネに係るシステムや機器の整備
(照明器具のLED化、人感センサの設置、エアコンの更新、節水機器の設置)
- ・職員の業務に係る資格取得に要する受講料又は講師謝金
- ・経営改善コンサルタント委託費、経営改善セミナーの開催費・参加費

②光熱費・給食費支援交付金

交付金	補助対象施設	基準額	備考
京都府医療機関光熱費等支援事業交付金	病院 診療所	(民間医療機関) 有床：1~6床 130,000円/施設 7床以上 20,000円/床 無床： 130,000円/施設 (公立・公的医療機関) 有床：1~6床 65,000円/施設 7床以上 10,000円/床 無床： 65,000円/施設	令和5年7月5日から 令和6年1月31日までの期間において、保険医療機関として指定を受けている病院又は診療所で新型コロナウイルスに係る診療を行う医療機関
京都府物価高騰保育所等臨時支援事業費交付金(こどもの給食臨時支援事業)	保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設	令和5年7月5日時点の在籍児童1人当たり1,000円 ※交付率は私立10/10以内、公立1/2以内	令和5年4月1日から 令和6年3月31日までの間に給食費の値上げをしないこと(既に今年度値上げを行った施設については、利用者への返還)が要件

(2) 申請方法

WEB(電子申請) 又は郵送

※問合せ先は近日中にホームページに掲載予定です。

(<https://www.pref.kyoto.jp/kosodate/news/2023/keieikaizen.html>)

※詳細については、後日公表する正式募集案内を御確認ください。